

社会科

〔1〕『現代社会』と社会科の教科構造

——『現代社会』と政治経済——

川田 基生

● 1978年8月、新学習指導要領が公示され、1982年4月から実施されることになった。社会科では、新たに『現代社会』が共通必修科目として設置される。ここでは新設『現代社会』の科目の内容のうち、政治経済に関係の深い領域について述べることにする。

『現代社会』について、既に多くの研究が発表されているが、私は次の一点に注意をはらった。つまり、中学の『社会科公民的分野』と、高校『現代社会』との内容のつながりである。中高一貫の学校で、同じ生徒に政治や経済を学ばせる者として、中3、高1の授業内容を、重複をさけつつ、どう構成するのか、という問題は特に興味深い。

教科書の記述の比較

中学3年の『公民的分野』と、高校1年の『現代社会』は大半の内容が重複していると言われるが、白表紙本『現代社会』で政治経済に関する部分を数えると、全308ページ中128ページ、41.56%ということになる。次に内容の細部を比較してみよう。以下、多くの重複のうちの一つ、『司法権の独立』という一節、その中でも必ず出てくる違憲立法審査について中高の関連を検討する。

A（中3『社会科公民的分野』）

憲法は国の最高法規であるから、これに反する政治はすべて無効である（第81条）。そこでもし、実際の政治のなかで、憲法に反するようなことがおこなわれたならば、それを改めさせる保障がなければならない。

そこで憲法は、裁判所に対し、すべての法律や命令・規則または行政機関がおこなった処分について、それが憲法に適合しているかどうかを決める権限をあたえている（第81条）。国民は、法律・命令などでおこなわれることが憲法違反だと考えたときは、これを裁判所に訴えることができる。その結果、憲法違反であるということが確定すれば、法律・命令などのその部分は無効とされ、処分は取り消される。裁判所のこの

権限を違憲立法審査権という。

違憲立法審査権にもとづいておこなわれた裁判はいくつかあるが、最高裁判所で違憲判決が確定した判例は少ない。日米安全保障条約が憲法9条に違反するという訴えに対して、最高裁判所では、「このようにきわめて高度に政治的な問題については、国会の審議や国会議員の選挙などを通じ国民が判断すべきである。」という趣旨の判決をくださった。

B（高1『現代社会』）

裁判所は、法律その他の法令や国、地方公共団体の活動が、憲法に適合するかどうか判断する違憲立法審査権を有する。憲法上の基本的人権は、この違憲立法審査権をもつ裁判所によって守られることになる、といってもよい。

裁判所はこのように国民の権利や自由を左右する重大な権限をもつから、絶対に公平であり中立的でなければならない。こうして司法権の独立は、憲法上重要な原則のひとつとなっている。日本国憲法は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と裁判官の職務上の独立を定めるとともに、裁判官の身分を厚く保障するしくみをとっている。

このA、B2つの文章の内容を比較しつつ、『現代社会』で何を学ばせるのか、の問題について、ただ一つの論点、違憲立法審査権に焦点をあてて考えてみたい。

現代史との関連

初代の最高裁長官になった三淵忠彦（任命1947. 8. 4. 退官1950. 3. 2）は、就任の日に「民主的憲法の下にあっては、真実に国民の裁判所になり切らねばならぬ。これからの最高裁は、国会、政府の法律、命令、処分が憲法に違反した場合は断固として憲法違反であることを宣言し、その処置をなさねばならぬ。いわゆる憲法の番人の役目を果さねばならぬ」と挨拶し

ている。

ところが、第2代最高裁長官田中耕太郎（任官1950・3・3退官1960・10・24）の時代に、駐留米軍の合憲性をめぐって争われた「砂川事件」— 1957年7月、東京砂川町の米軍基地内の民有地測量反対のため基地内に入った労組員らが起訴された事件— で、最高裁は「安保条約のように、国の存立の基礎に極めて重要な関係を持つような、高度の政治性を持つものは、司法審査の対象外」として無罪判決を破棄し、地裁へ差戻した。

そして、第3代最高裁長官横田喜三郎（任官1960・10・25退官1967・8・5）は、「砂川事件」がまだ下級審で審理中に「日米安保条約が違憲か、どうかという法的判断は司法審査の対象としてなじまない、という判決は、最高裁が政治に介入しないという原理を初めて認めた意義深い判決である」として、田中路線の踏襲を明らかにし、自衛隊を追認している。

違憲立法審査権についての最高裁の考え方の上記のうつりかわりについて、生徒は中学教科書（A）を読んでおり、大筋を理解している。そして、高校教科書（B）を眺め、こんなことは知っている、「去年やったよ！」という顔をするであろう生徒たちと、どんな学習を展開すべきだろうか。

三淵長官は「勇気をもって違憲立法審査権発動を」と述べ、一方、田中耕太郎長官は「違憲立法審査権の放棄」と映る判断をしている。

「最高裁は違憲立法審査権を放棄したのか。」

教科書Aを読んでいる生徒は、この問いを理解するであろう。そして、この問いの前方に『現代社会』の内容が広がっている。

憲法第6条 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

天皇は、社会党連立の片山内閣が指名した三淵忠彦氏を任命。

天皇は、自由党の吉田内閣の指名に基づいて田中耕太郎氏を任命。

違憲立法審査権を考える上で、この任命時の政権の性格は注目している。片山哲革新連立内閣が崩壊するのが1948年2月。三淵忠彦氏の退官が1950年3月。この2年の間の事件、たとえば、1948年11月、参院法務委が浦和地裁の判決が寛大すぎるとして、被告を召喚調査したことについて、最高裁は、1949年5月、具体的事件につき、事実認定、量刑当否を審査批判するのは司法権の独立を侵す、深甚の反省を求めると参院議長に申入れをしている事件など司法を考える上で興

味深い。しかし、この時期、国会の立法を裁判所が追求したという大事件は見あたらない。むしろ逆に、1949年内臓疾患で倒れた三淵氏に対し、国会の裁判官訴追委員会で議論があり、退官を迫る動きがあった。一方、三淵氏はやめず、藁ヒンをさげて登庁していたが1950年2月、裁判所内で倒れ、意識不明となり、3月2日の定年を病床で迎えた。そして、その4ヶ月後、内臓腫瘍のため他界。

次の田中長官が違憲立法審査について消極的な姿勢であったことを考えると三淵長官が藁ヒンをさげて歩きつづけた日々が、日本において違憲立法審査権が原像を保っていた最後の時期とっていいのだろうか。

教科書Aの記述は、平板であり、生徒はわかったような気になるかもしれないが、前半と後半には大きな矛盾があり、その矛盾に光をあてるのが、高校段階で、認識を深める上で必要となろうが、その際、戦後史の学習が大きな比重をしめるように思われる。

田中耕太郎長官の登場が朝鮮戦争の年であったこと国際的には、米ソの冷戦が次第に悪化していたことなどの理解がぜひ必要であろう。

どの程度の戦後史、現代史が必要だろうか。

横田喜三郎氏の意見の変化、つまり、昭和6年には、満州事変について「自衛権の戦争ではなく、侵略戦争だ」と公然と軍部を批判、昭和19年に空襲のさなか、東大で「大東亜戦争は国際法上、正しい戦争といえない」と講義し、第9条解釈で絶対平和論を主張していた横田氏の自衛隊追認、いわゆる「横田の変節」をとりまく状況を認識できるところまで、あるいは、社会党連立の政権と言った場合、国協党三木武夫、民主党芦田との連立、とわかる程度までいけばかなりいい学習となるであろう。

国際的な比較

アメリカの違憲立法審査について多少調べてみた。

1923年アドキンス事件。最高裁は最低賃金法を違憲無効と判決。

1935年、パナマ精油会社事件。ニューディールの経済統制法の事件で、国家産業復興法は違憲の判決。

1949年、フランクファータ裁判官が判決で「最高裁の違憲審査権は非民主的で、本質的に寡頭政的なもの」と発言。

1962年、ビックル教授、違憲立法審査はデモクラシーの原則から逸脱した制度との考え方を示唆。

アメリカ合衆国の違憲立法審査で問題にされたのは、奴隷解放、最低賃金法、ニューディール政策などである。前政権時代に選出された裁判官が任期内に政権が

変わり、新政権の政策を違憲とするという形なのだろうか。違憲立法審査の制度を三淵忠彦初代長官は、「わが国空前の制度」と語ったが、この制度自体、本来いいもの、と考えていいのだろうか。といった論点が、アメリカ合衆国での、この制度のあり方を眺めるとでてくる。

かつて、憲法調査会における改憲論に「…任命による裁判官をもって構成される裁判所が、国家活動の違憲合憲を決定することは、はたして民主主義と調和することができるか疑問である。それゆえ違憲審査制はやめるべきである。」とあるがこの意見も、今後の違憲審査制の使われ方によっては、今とはまったく異なる角度から光があてられる可能性も十分にある。

他国との比較で、もう一つ例をあげよう。

憲法には、裁判官が良心に従い独立して職権をおこなう保障として、任期中は身分を保障し、報酬を減額せず、とある。憲法第76条を読み、目をつぶると、良心のみに従う、やせたソクラテス風の老人がうかんでくる。そして、良い裁判官を得る唯一の方法は任期中給料をへらさないこと、と思えてくる。

良心的な裁判官を得る方法は、現行憲法は最良だろうか。日本で最高裁裁判官の任命は内閣の専権である。しかし、内閣の専権というのは他国には皆無のことと言う。アメリカでは大統領が指名しても、上院の承認がなければいけない。西ドイツでは、議会による選挙で決定。イタリアでは1/3を大統領、1/3を議会、

1/3を裁判所で指名する。

最高裁判官の人事のあり方も、裁判官の良心に、大きな影響をもつのではなからうか。

このように他国との比較は、憲法体制の理解に、新しい視点を提供しうるし、現代史の学習と同様、司法権の問題を考える上で豊富な成果を期待しうる。

おわりに

違憲立法審査権という一点にしぼって『現代社会』の内容を考えてみたが、一応まとめてみよう。

中学3年の政治・経済では、基礎的な制度と現状の理解、つまり、違憲立法審査権を、三淵長官が「空前の制度だ」と語った意味で了解していること、そして砂川事件の判決の問題性をつかんでいることを一応の水準と考えたい。

それをひきついで、高校1年『現代社会』では、現代史の学習を深めることにより、あるいは他国の体制を知ることにより、司法審査についての認識を深めてゆきたい。それは、より詳しく知るようになる、と言うよりは、むしろ、「違憲立法審査権は、最高裁の手で放棄されたのか」という問いで示される如くに、憲法、政治体制のあるべき姿を求めてゆく批判の精神を育てることになるだろうか。

『現代社会』は現代社会を教えるしかない。現代社会を疑うしかない。重要問題を回避しては、やがて社会科は存在の意味を失ってゆくしかないのだから。